



平成 25 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社メディカルシステムネットワーク  
代表者名 代表取締役社長 田 尻 稻 雄  
(コード番号 4 3 5 0 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役 田 中 義 寛  
(TEL. 0 1 1 - 6 1 2 - 1 0 6 9)

会 社 名 株式会社ファーマホールディング  
代表者名 代表取締役社長 秋 野 治 郎  
問合せ先 取 締 役 田 中 義 寛  
(TEL. 0 1 1 - 6 1 3 - 3 1 1 3)

## 子会社（株式会社ファーマホールディング）による

### 株式会社トータル・メディカルサービス株券（証券コード：3163）

#### に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社メディカルシステムネットワークの子会社である株式会社ファーマホールディング（以下「ファーマホールディング」といいます。）は、本日開催の同社取締役会において、株式会社トータル・メディカルサービス（東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場及び福岡証券取引所市場、コード：3163、以下「トータル・メディカルサービス」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

詳細は、添付にあるファーマホールディング発表の「株式会社トータル・メディカルサービス株券（証券コード：3163）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 1. ファーマホールディングの概要

所 在 地	札幌市中央区北十条西二十四丁目3番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 秋野 治郎
事 業 内 容	調剤薬局の経営管理
資 本 金	107,500 千円

#### 2. 今後の見通し

本件による株式会社メディカルシステムネットワークの連結業績への影響は現在精査中です。確定次第、業績予想の修正が必要となる場合は速やかにお知らせいたします。

本資料は、株式会社メディカルシステムネットワークによる有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、株式会社ファーマホールディング（公開買付者）が株式会社メディカルシステムネットワーク（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

平成 25 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ファーマホールディング  
代 表 者 名 代表取締役社長 秋 野 治 郎  
問 合 せ 先 取 締 役 田 中 義 寛  
( T E L . 0 1 1 - 6 1 3 - 3 1 1 3 )

## 株式会社トータル・メディカルサービス株券（証券コード：3163）

### に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社ファーマホールディング（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社トータル・メディカルサービス（東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場及び福岡証券取引所市場、コード：3163、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、医薬品等ネットワーク事業、調剤薬局事業、賃貸・設備関連事業及びその他事業を営む株式会社メディカルシステムネットワーク（以下「メディシス」といいます。）が、その議決権の 90.2%を所有する連結子会社です。メディシスの株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場されております。

この度、当社は、平成 25 年 9 月 27 日開催の取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に上場している対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が平成 25 年 8 月 12 日に提出した第 24 期第 1 四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された対象者が平成 25 年 6 月 30 日現在所有する自己株式（294 株）を除きます。）を対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

本公開買付けに関連して、当社は、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏（本日現在の所有株式数 816,000 株、本四半期報告書に記載された平成 25 年 6 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 1,485,900 株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）54.92%（小数点以下第三位四捨五入。））との間で、その所有する対象者の普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を平成 25 年 9 月 27 日付で締結しております。本応募契約の概要については、下記「（5）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」をご参照下さい。また、当社の親会社であるメディシスは、対象者との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を平成 25 年 9 月 27 日付で締結しております。本公開買付契約の内容については、下記「（5）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「②本公開買付契約」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、当社は、990,404 株を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（990,404株）以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。

なお、買付予定数の下限（990,404株）は、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数1,485,900株から、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在対象者が所有する自己株式数294株を控除した株式数である1,485,606株の3分の2に相当する株式数となるよう設定したものであります。従って、応募株券等の総数が当該下限（990,404株）に満たない場合には、本公開買付けを行わないこととしております。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「（6）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です（以下、本公開買付け及び対象者を当社の完全子会社とするための手続を総称して「本取引」といいます。）。

なお、平成25年9月27日に対象者が公表した「株式会社ファーマホールディングによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成25年9月27日開催の対象者の取締役会において、当社の意向、対象者の企業価値の向上に関する検討、下記「（3）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言及び同「④対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、また、後記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」「①本公開買付けの背景等」及び「②本公開買付け実施後の経営方針」記載の内容を勘案し、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本取引が対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、取締役大野繁樹氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役である大野繁樹氏は当社と本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて対象者と利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

## （2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

### ① 本公開買付けの背景等

当社グループは、メディシス、当社及びその他子会社16社より構成され（以下、メディシス、当社及びその他子会社16社を総称して「当社グループ」といいます。）、地域住民の皆様への「まちの灯り」として“健康に関する多様なサービスを提供する「地域薬局」”を理念に掲げ、在宅医療への取組み、薬剤師を初めとした社員のスキルアップ教育、患者の皆様への目線に立ったアメニティ改善など、薬局サービスの品質向上に努めております。また、より多くの皆様へサービスを提供するべく新規出店及びM&Aによる調剤薬局店舗網のドミナント化（一定の地域への集中的な出店）を推進しており、平成25年9月27日現在、282店舗の調剤薬局を運営しております。

一方、対象者グループは、対象者及び子会社3社で構成され（以下、対象者及び子会社3社を総称して「対象者グループ」といいます。）、調剤薬局事業及びメディカルサポート事業を主力事業としており、北部九州を中心に平成25年9月27日現在35店舗の調剤薬局を運営しています。「自分に厳しく、いの

ちに優しい会社」の基本理念のもと、医療提供機関として地域医療の一翼を担い、安心、安全をお届けする企業として医療サービスの向上に努め、永きにわたり地域医療への貢献を果たしています。

調剤薬局市場を取り巻く業界環境は、高齢化の進展や医薬分業率の上昇に伴い、市場規模拡大が見込まれる一方で、大手ドラッグストアによる調剤併設店の出店強化や、門前薬局主体で店舗展開をしてきた大手調剤薬局が新業態への積極的な事業展開を図るなど、競争が激化しております。また、薬価基準の引き下げや調剤報酬の改定など医薬費抑制施策が着実に実行されており、大きな転換期を迎えております。

かかる環境の下、当社は、当社グループと対象者グループが一体となることにより、調剤薬局事業において両社が保有する経営資源やノウハウを有効に活用し、シナジー効果を発揮することで企業価値向上が果たせることに加え、当社グループの拠点数が少なく、重点強化地域としている九州での店舗拡充及びブランド力向上に資し、人財確保等一層の経営基盤拡充の効果が見込まれると判断いたしました。さらに、当社は、両グループ間のシナジーを最大限発揮するためには、両グループ間においてより緊密な事業面での連携と組織再編が可能となり、かつ、経営資源やノウハウを最大限相互に有効活用することが見込まれる、当社による対象者の完全子会社化を実施することが最適であるとの判断に至り、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とした、本公開買付けを実施する方針といたしました。

このような状況の中で、当社は、平成25年7月上旬頃から本公開買付けについての検討を開始し、平成25年7月下旬頃から対象者の代表取締役社長であり、筆頭株主である大野繁樹氏との間で協議を開始しました。その後、平成25年8月14日に、大野繁樹氏に対し、大野繁樹氏が保有する対象者普通株式(816,000株、所有割合：54.92%)の取得について意向表明書を提出し打診したところ、大野繁樹氏から前向きに検討する旨の回答を受け、大野繁樹氏が保有する対象者普通株式の取得に関する独占交渉権を取得しました。そこで、当社は、平成25年8月14日、対象者に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュール・ディリジェンスを開始しました。その後、デュール・ディリジェンスの結果を受けて、大野繁樹氏と協議・交渉を続けるとともに、平成25年9月以降、対象者との間でも、本公開買付けの目的や背景、完全子会社化のメリット、公開買付け価格の算定の基礎及び経緯について説明を実施するなどし、協議・交渉を続けてまいりました。これらの協議・交渉を経て、平成25年9月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、大野繁樹氏との間で本応募契約を締結いたしました。

一方、対象者としても、平成22年6月に上場後、対象者単独での企業努力により企業価値を高めることに注力してきたところ、本取引を通じて当社の完全子会社となることにより、調剤薬局事業において当社の有する経営資源やノウハウを対象者においても有効に活用し、シナジー効果が十全に発揮され、対象者単独で企業努力を重ねる以上に、対象者の企業価値の向上が果たせると考えられるとのことです。

特に、すでに調剤薬局事業を全国展開している当社グループの一員となることは、当社グループのブランド力、新規出店及び教育等のノウハウ等も有効活用でき、規模拡大、人財確保等一層の経営基盤拡充の効果が見込まれると考えられるとのことです。

また、両グループの企業価値の最大化を目指すには、単なる資本提携や親子関係に留まらず、対象者が当社の完全子会社となり、柔軟かつ機動的な意思決定が可能な状況下で、両グループの経営資源やノウハウを有効活用しつつ、出店拡大、社員のスキルアップ等による従来サービスの品質向上、新サービスの提供等に取り組むことが最適であるとの考えに至ったとのことです。

## ② 本公開買付け実施後の経営方針

当社は、本公開買付け成立後、対象者の大株主として、対象者とのコミュニケーションを一層深めるとともに、対象者がこれまで推進されてきた事業運営方針をベースとして、当社リソースを活用し、更なる成長戦略の実現を目指す方針です。なお、対象者とのシナジーを早期に極大化するため、当社グループから対象者へ複数の取締役及び監査役を派遣する予定ですが、対象者の代表取締役社長である大野繁樹氏は、特段の事情がない限り、本公開買付けの成立後も引き続き代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。その他、本公開買付けの成立後における対象者の役員構成の詳細については、本公開買付けの成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。以上の内容に関連して、下記「(5) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「②本公開買付け契約」に記載のとおり、当社の親会社であるメディシス及び対象者の間で締結された公開買付け契約において合意しております(かかる契約については、当社グループ全体に関わる事項が含まれることから、当社ではなく、当社の親会社であるメディシスが契約当事者となっております。)

なお、当社は、対象者の完全子会社化後、対象者グループの事業の一体的・効率的な運営のために対

象者と対象者の完全子会社（孫会社）であり、メディカルサポート事業を営んでいる株式会社ケイエム（以下「ケイエム」といいます。）との間で、対象者を存続会社として合併させることを検討しております。また、下記「(5)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「①本応募契約」に記載のとおり、本応募契約上、平成27年3月期又は平成28年3月期におけるケイエムの営業利益が一定の水準を下回った場合において当社が要請したときは、大野繁樹氏は、ケイエムの株式又は事業を4億円にケイエムの現預金の金額（但し、有利子負債の金額を控除する。）を加算した金額で承継することとしております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏が当社と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の筆頭株主である大野繁樹氏と対象者の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

フロンティア・マネジメントは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法、類似取引比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年9月27日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価平均法	999円～1,184円
類似会社比較法	638円～1,949円
類似取引比較法	1,311円～2,848円
DCF法	3,063円～4,275円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日における終値1,049円、直近1ヶ月間の終値の平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値1,184円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を999円から1,184円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を638円から1,949円までと分析しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去数年に実施された調剤薬局を運営する会社の買収に関する公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,311円から2,848円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり

株式価値の範囲を3,063円から4,275円までと分析しております。また、フロンティア・マネジメントがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主として、調剤薬局事業において現在計画中の出店計画による収益を見込んでいるためです。

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している大野繁樹氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年9月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり3,200円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格3,200円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年9月26日のJASDAQにおける対象者株式の終値1,049円に対して205.05%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値999円に対して220.32%のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値1,041円に対して207.40%のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値1,184円に対して170.27%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

## ② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関として株式会社青山トラスト会計社（以下「青山トラスト」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、青山トラストは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

青山トラストは、対象者株式について、市場株価平均法、類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は青山トラストから、平成25年9月27日に、同日付の対象者の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、青山トラストから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

青山トラストによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりとのことです。

### （算定方法の選定）

青山トラストは、以下の理由により、本算定における算定方法として、市場株価平均法、類似上場会社比較法、DCF法の3方法を選定し採用しているとのことです。

対象者株式がJASDAQ及び福岡証券取引所に上場していることから、市場を通じて不特定多数の当事者間の自由な取引により形成される市場株価は、当該企業の現在価値、収益力、投資リスク等を全て考慮した結果形成されたものであり、特定の者の主観を排除した客観的価格かつ妥当な価格であるという前提のもと、原則として、市場株価平均法を採用し、株式価値を算定しているとのことです。

しかしながら、対象者においては、上位株主10名で発行済株式数の79.37%を保有しており（平成25年3月31日現在）、株式の流動性は必ずしも十分でない可能性があるため、市場株価平均法のみでなく、ほかの算定方法も採用し多面的な評価を行っているとのことです。

次に、他社比較基準として、対象者と事業の類似性が認められる上場企業（類似上場会社）が複数社存在しているため、類似上場会社比較法を採用しています。類似上場会社比較法は、上記のとおり対象者株式の市場株価で存在する流動性不足による不完全性を補完することも可能にするものとしていたとのことです。

一方、対象者の企業価値は、対象者が継続企業であり、対象者の株式価値算定において、会社の過去実績を体現した貸借対照表に表されるストック価値よりも、将来得られるフロー価値（ノウハウ等も含む）にあるものと考えられるとのことです。したがって、会社が将来生み出すフロー価値に着目する収益性基準の算定方法を採用することとしているとのことです。また、収益性基準の中でも、DCF法は、会計上の利益ではなく、現金等価物のフローに時間概念を取り入れて企業価値を算出する

方法であり、組織体としての企業の動的価値を表わし、継続企業を評価するには理論的に最も優れ、本件に適した方法であるとして、これを採用しているとのことです。

(対象者の1株当たりの株式価値算定結果)

市場株価平均法	999円～1,075円
類似上場会社比較法	1,303円～2,501円
DCF法	1,856円～3,134円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の直近1週間の終値の単純平均1,022円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び重要事実（平成25年3月期決算短信）公表日の翌営業日（平成25年5月15日）以降基準日までの終値の平均値1,075円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を999円から1,075円までと分析しているとのことです。

次に、類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標として、PER、EV/EBIT、EV/EBITDA、EV/売上高、PBRとの比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,303円から2,501円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,856円から3,134円までと分析しているとのことです。また、青山トラストがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれますが、これは主として調剤薬局事業において現在計画中の出店計画による収益を見込んでいるためであるとのことです。

### ③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして隼あすか法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

### ④ 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、当社は、支配株主である大野繁樹氏と本応募契約を締結しており、大野繁樹氏から対象者株式を取得することを前提に本公開買付けを行うことから、対象者の取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当するとのことです。また、本公開買付けが成立し、当社が支配株主となった後に予定されている対象者を当社の完全子会社とする本取引を実施することも、支配株主との重要な取引等に該当するとのことです。そのため、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び大野繁樹氏と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出している）山崎義孝氏及び高木基成氏に対し、本公開買付けに対する対象者による意見表明の決定及び対象者を公開買付け者の完全子会社とする本取引の実施が、それぞれの取引等における少数株主にとって不利益ではないことに関する意見の検討を依頼したとのことです。具体的には、対象者は、山崎義孝氏及び高木基成氏に対し、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引の目的の公正性（本取引による対象者企業価値の向上の有無）、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)ないし(c)を前提に本取

引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問したとのことです。

これを受け、山崎義孝氏及び高木基成氏は、上記諮問事項について検討の結果、平成25年9月27日に対象者に対し、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本公開買付価格を含む、本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

具体的には、山崎義孝氏及び高木基成氏は、本公開買付けの目的及びこれにより向上することが見込まれる企業価値の具体的内容について対象者より、本公開買付けに対する対象者の取締役会による意思決定の方法及び過程並びに本公開買付け手続の適法性等についてリーガルアドバイザーである隼あすか法律事務所より、株式価値算定書に基づく対象者の普通株式の価値評価について株式価値算定書を作成した第三者機関である青山トラストより、それぞれ説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。

そのうえで、山崎義孝氏及び高木基成氏は、対象者からの諮問事項につき、慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、調剤薬局事業において両社が保有する経営資源やノウハウを有効に活用し、シナジー効果を発揮することで双方の企業価値を向上させようとするものであり、本「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置等により、株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保がなされており、本公開買付価格及び本公開買付け後の少数株式取得時の価格も相当であることから、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであって、その目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付価格を含む、本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないとの判断に至ったとのことです。

#### ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、青山トラストより取得した株式価値算定書、隼あすか法律事務所から得た法的助言、当社及び大野繁樹氏と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出している）山崎義孝氏及び高木基成氏による意見その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年9月27日開催の取締役会において、大野繁樹氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役である大野繁樹氏は当社と本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて対象者と利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

#### ⑥ 本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも対象者株式に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

#### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、JASDAQ及び福岡証券取引所に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、JASDAQ及び福岡証券取引所の上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃



止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することを予定しておりますので、その結果、上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQ及び福岡証券取引所において取引することができなくなります。また、下記「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われたい予定です。

#### (5) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

##### ① 本応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏との間で、大野繁樹氏が本日現在所有する対象者の普通株式の全て（816,000株、所有割合：54.92%）について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成25年9月27日付で締結しております。なお、大野繁樹氏は、(a) 当社の本応募契約上の表明保証（注1）が真実かつ正確ではない場合、(b) 当社に本応募契約上の義務（注2）の違反がある場合、(c) 適用ある法令等に従い本公開買付けの開始に必要な手続の全てが採られていない場合、本公開買付けに応募せず、又は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、大野繁樹氏がその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。なお、大野繁樹氏が本応募契約において応募することが予定されている対象者普通株式の全部又は一部を本公開買付けに応募しなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

また、本応募契約上、平成27年3月期又は平成28年3月期におけるケイエムの営業利益が一定の水準を下回った場合において当社が要請したときは、大野繁樹氏は、ケイエムの株式又は事業を4億円にケイエムの現預金の金額（但し、有利子負債の金額を控除する。）を加算した金額で承継することとしております。

（注1）本応募契約においては、(i) 当社の適法な設立及び有効な存続、権能力・行為能力、(ii) 法令等・社内規則に従った手続の履践、(iii) 本応募契約の執行可能性、(iv) 当社が反社会的勢力との関与がなく、反社会的行為を行っていないこと、(v) 法令等・社内規則・契約・政府機関の処分への違反の不存在、(vi) 当社の資力が当社の表明保証事項とされており。

（注2）本応募契約において、当社は、(i) 法令等に従って本公開買付けを開始するために必要な準備を行う義務、(ii) 当社の表明保証違反となる行為を行わず、表明保証違反若しくはそのおそれ又は本応募契約上の義務の違反が生じた場合には、その内容を直ちに大野繁樹氏に通知する義務、(iii) 秘密保持の義務、(iv) 契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

##### ② 本公開買付契約

メディシスは、対象者との間で本公開買付契約を平成25年9月27日付で締結しております。

本公開買付契約の概要は以下のとおりです。

(a) 対象者は、本公開買付契約の締結後速やかに賛同決議を公表し、意見表明報告書を提出する。対象者は、本公開買付けの買付期間が満了するまでの間賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。

(b) 対象者は、対象者の業務等について、インサイダー取引規制の対象となる未公表の重要事実が存在しないことを確認し、本公開買付契約締結日以降に未公表の重要事実が生じた場合は、メディシスと協議の上、法令に定める方法により公表するものとする。

(c) 本公開買付けが成立し、かつ、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合、対象者は全部取得条項付種類株式によるスクイズアウト手続を実施する。

(d) 本公開買付け成立後の公開買付者及び対象者の経営体制に関し、(i) 大野繁樹氏が、特段の事情がない限り、本公開買付けの成立後も対象者の代表取締役として対象者の経営を行うものとし、その他の対象者の役員構成の詳細については、本公開買付けの成立後、メディシスと対象者が協議の上決定する、(ii) メディシスは、対象者の役員として、当社グループより複数名の取締役及び監査役を指名する、(iii) メディシスは、本公開買付けが成立した場合、大野繁樹氏を公開買付者の役員に指名する、(iv) 対象者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の取締役会及び経営

会議に、メディススが指定する者若干名をオブザーバーとして参加させる。

- (e) 対象者は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本公開買付契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行う。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後において、以下に述べる方法により、対象者の株主を当社のみとするための手続を実施することを予定しております。

完全子会社化を実施する場合の具体的手続としては、本公開買付けが成立した後に、対象者は、(a) 普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、(b) 上記(a)による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c) 対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること（但し、当該別個の種類の対象者株式について上場申請は行わない予定です。）を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を平成26年2月を目処に開催し、上記(a)ないし(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日と同日に開催し、上記(b)を上程することを対象者に要請する予定です。なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社は、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様（但し、対象者を除きます。）には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該別の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の対象者株式の売却の結果、当該株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格（3,200円）に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付される対象者株式の内容及び数は、本日現在未定であります。当該株式の数については、対象者の株主が当社のみとなるよう、当社以外を対象者の株主で本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対して交付される対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(i) 上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断され

る可能性があります。また、上記(a)ないし(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の対象者普通株式の所有状況又は当社以外を対象者の株主の皆様を対象者普通株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法に変更し、また、上記方法又は当該他の方法の実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社以外を対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、対象者の株主が当社のみとなることを予定しており、この場合において当社以外株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付け価格（3,200円）に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社トータル・メディカルサービス
② 所 在 地	福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-17-22
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大野 繁樹
④ 事 業 内 容	調剤薬局事業及びメディカルサポート事業の運営
⑤ 資 本 金	281,661 千円
⑥ 設 立 年 月 日	1990年4月26日
⑦ 大株主及び持株比率 (平成25年3月31日現在)	大野繁樹：54.91% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）：5.08% トータル・メディカルサービス従業員持株会：4.34%
⑧ 上場会社と対象者の関係	
資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

### (2) 日程等

#### ① 日程

取 締 役 会 決 議	平成25年9月27日（金曜日）
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成25年9月30日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成25年9月30日（月曜日）

#### ② 届出当初の買付け等の期間

平成25年9月30日（月曜日）から平成25年11月19日（火曜日）まで（35営業日）

#### ③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、3,200円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

フロンティア・マネジメントは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法、類似取引比較法及びDCF法による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年9月27日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価平均法	999円～1,184円
類似会社比較法	638円～1,949円
類似取引比較法	1,311円～2,848円
DCF法	3,063円～4,275円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日における終値1,049円、直近1ヶ月間の終値の平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値1,184円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を999円から1,184円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を638円から1,949円までと分析しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去数年に実施された調剤薬局を運営する会社の買取に関する公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,311円から2,848円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を3,063円から4,275円までと分析しております。また、フロンティア・マネジメントがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主として、調剤薬局事業において現在計画中の出店計画による収益を見込んでいるためです。

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付け

への賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している大野繁樹氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年9月27日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり3,200円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格3,200円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年9月26日のJASDAQにおける対象者株式の終値1,049円に対して205.05%（小数点以下第三位四捨五入。本項において以下同様の箇所は全て同じです。）のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値999円に対して220.32%のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去3ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値1,041円に対して207.40%のプレミアムを、平成25年9月26日までの過去6ヶ月間のJASDAQにおける対象者株式の終値の単純平均値1,184円に対して170.27%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。

## ② 算定の経緯

（本公開買付け価格の決定に至る経緯）

調剤薬局市場を取り巻く業界環境は、高齢化の進展や医薬分業率の上昇に伴い、市場規模拡大が見込まれる一方で、大手ドラッグストアによる調剤併設店の出店強化や、門前薬局主体で店舗展開をしてきた大手調剤薬局が新業態への積極的な事業展開を図るなど、競争が激化しております。また、薬価基準の引き下げや調剤報酬の改定など医薬費抑制施策が着実に実行されており、大きな転換期を迎えております。

かかる環境の下、当社は、当社グループと対象者グループが一体となることにより、調剤薬局事業において両社が保有する経営資源やノウハウを有効に活用し、シナジー効果を発揮することで企業価値向上が果たせることに加え、当社グループの拠点数が少なく、重点強化地域としている九州での店舗拡充及びブランド力向上に資し、人財確保等一層の経営基盤拡充の効果が見込まれると判断いたしました。さらに、当社は、両グループ間のシナジーを最大限発揮するためには、両グループ間においてより緊密な事業面での連携と組織再編が可能となり、かつ、経営資源やノウハウを最大限相互に有効活用することが見込まれる、当社による対象者の完全子会社化を実施することが最適であるとの判断に至り、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とした本公開買付けを実施する方針といたしました。

このような状況の中で、当社は、平成25年7月上旬頃から本公開買付けについての検討を開始し、平成25年7月下旬頃から対象者の代表取締役社長であり、筆頭株主である大野繁樹氏との間で協議を開始しました。その後、平成25年8月14日に、大野繁樹氏に対し、大野繁樹氏が保有する対象者普通株式（816,000株、所有割合：54.92%）の取得について意向表明書を提出し打診したところ、大野繁樹氏から前向きに検討する旨の回答を受け、大野繁樹氏が保有する対象者普通株式の取得に関する独占交渉権を取得しました。そこで、当社は、平成25年8月14日、対象者に対しても本公開買付けに係る意向を表明し、対象者の了解を得て、対象者に対するデュー・ディリジェンスを開始しました。その後、デュー・ディリジェンスの結果を受けて、大野繁樹氏と協議・交渉を続けるとともに、平成25年9月以降、対象者との間でも、本公開買付けの目的や背景、完全子会社化のメリット、公開買付け価格の算定の基礎及び経緯について説明を実施するなどし、協議・交渉を続けてまいりました。これらの協議・交渉を経て、平成25年9月27日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決議し、同取締役会決議において、以下の経緯により本公開買付け価格を決定いたしました。

### （i）算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係は有しておりません。

### （ii）当該意見の概要

フロンティア・マネジメントは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法、類似取引比較法及びDCF法による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年9月27日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

フロンティア・マネジメントによる対象者の1株当たり株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価平均法	999円～1,184円
類似会社比較法	638円～1,949円
類似取引比較法	1,311円～2,848円
DCF法	3,063円～4,275円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の普通取引の基準日における終値1,049円、直近1ヶ月間の終値の平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月間の終値の平均値1,184円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を999円から1,184円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を638円から1,949円までと分析しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内で過去数年に実施された調剤薬局を運営する会社の買取に関する公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を1,311円から2,848円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式1株当たり株式価値の範囲を3,063円から4,275円までと分析しております。また、フロンティア・マネジメントがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれておりますが、これは主として、調剤薬局事業において現在計画中の出店計画による収益を見込んでいるためです。

(iii) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している大野繁樹氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年9月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり3,200円とすることを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社及び対象者は、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏が当社と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の筆頭株主である大野繁樹氏と対象者の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施しております。

(i) 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるフロンティア・マネジメントに対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、フロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買

付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

フロンティア・マネジメントは、対象者株式について、市場株価平均法、類似会社比較法、類似取引比較法及びDCF法による算定を行い、当社はフロンティア・マネジメントから、平成25年9月27日に対象者の株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、フロンティア・マネジメントから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社は、フロンティア・マネジメントから取得した株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者及び本応募契約を締結している大野繁樹氏との協議・交渉の経過等も踏まえ、最終的に平成25年9月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり3,200円とすることを決定いたしました。

(ii) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関として青山トラストに対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、青山トラストは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

青山トラストは、対象者株式について、市場株価平均法、類似上場会社比較法及びDCF法による算定を行い、対象者は青山トラストから、平成25年9月27日に、同日付の対象者の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、青山トラストから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

青山トラストによる対象者の株式価値の算定結果は、以下のとおりであるとのことです。

(算定方法の選定)

青山トラストは、以下の理由により、本算定における算定方法として、市場株価平均法、類似上場会社比較法、DCF法の3方法を選定し採用しているとのことです。

対象者株式がJASDAQ及び福岡証券取引所に上場していることから、市場を通じて不特定多数の当事者間の自由な取引により形成される市場株価は、当該企業の現在価値、収益力、投資リスク等を全て考慮した結果形成されたものであり、特定の者の主観を排除した客観的価格かつ妥当な価格であるという前提のもと、原則として、市場株価平均法を採用し、株式価値を算定しているとのことです。

しかしながら、対象者においては、上位株主10名で発行済株式数の79.37%を保有しており（平成25年3月31日現在）、株式の流動性は必ずしも十分でない可能性があるため、市場株価平均法のみでなく、ほかの算定方法も採用し多面的な評価を行っているとのことです。

次に、他社比較基準として、対象者と事業の類似性が認められる上場企業（類似上場会社）が複数社存在しているため、類似上場会社比較法を採用しています。類似上場会社比較法は、上記のとおり対象者株式の市場株価で存在する流動性不足による不完全性を補完することも可能にするものとしているとのことです。

一方、対象者は、継続企業であり、対象者の株式価値算定において、会社の過去実績を体現した貸借対照表に表されるストック価値よりも、将来得られるフロー価値（ノウハウ等も含む）にあるものと考えられるとのことです。したがって、会社が将来生み出すフロー価値に着目する収益性基準の算定方法を採用することとしております。また、収益性基準の中でも、DCF法は、会計上の利益ではなく、現金等価物のフローに時間概念を取り入れて企業価値を算出する方法であり、組織体としての企業の動的価値を表わし、継続企業を評価するには理論的に最も優れ、本件に適した方法であるとして、これを採用しているとのことです。

(対象者の1株当たりの株式価値算定結果)

市場株価平均法	999円～1,075円
類似上場会社比較法	1,303円～2,501円
DCF法	1,856円～3,134円

市場株価平均法では、平成25年9月26日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の

普通取引の直近1週間の終値の単純平均値1,022円（小数点以下四捨五入）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値999円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,041円（小数点以下四捨五入）及び重要事実（平成25年3月期決算短信）公表日の翌営業日（平成25年5月15日）以降基準日までの終値の平均値1,075円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を999円から1,075円までと分析しているとのことです。

次に、類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標として、PER、EV/EBIT、EV/EBITDA、EV/売上高、PBRとの比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,303円から2,501円までと分析しているとのことです。

最後に、DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、平成26年3月期以降対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を1,856円から3,134円までと分析しているとのことです。また、青山トラストがDCF法による算定の際に前提とした対象者の将来の収益予想は、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれますが、これは主として調剤薬局事業において現在計画中の出店計画による収益を見込んでいるためです。

#### (iii) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして隼あすか法律事務所を選任し、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

#### (iv) 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、当社は、支配株主である大野繁樹氏と本応募契約を締結しており、大野繁樹氏から対象者株式を取得することを前提に本公開買付けを行うことから、対象者の取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当するとのことです。また、本公開買付けが成立し、当社が支配株主となった後に予定されている対象者を当社の完全子会社とする本取引を実施することも、支配株主との重要な取引等に該当するとのことです。そのため、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社及び大野繁樹氏と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出している）山崎義孝氏及び高木基成氏に対し、本公開買付けに対する対象者による意見表明の決定及び対象者を公開買付者の完全子会社とする本取引の実施が、それぞれの取引等における少数株主にとって不利益ではないことに関する意見の検討を依頼したとのことです。具体的には、対象者は、山崎義孝氏及び高木基成氏に対し、本公開買付けを含む本取引について、(a)本取引の目的の公正性（本取引による対象者企業価値の向上の有無）、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引により対象者の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d)上記(a)ないし(c)を前提に本取引が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問したとのことです。

これを受け、山崎義孝氏及び高木基成氏は、上記諮問事項について検討の結果、平成25年9月27日に対象者に対し、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本公開買付け価格を含む、本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。

具体的には、山崎義孝氏及び高木基成氏は、本公開買付けの目的及びこれにより向上することが見込まれる企業価値の具体的内容について対象者より、本公開買付けに対する対象者の取締役会による意思決定の方法及び過程並びに本公開買付け手続の適法性等についてリーガルアドバイザーである隼あすか法律事務所より、株式価値算定書に基づく対象者の普通株式の価値評価について株式価値算定書を作成



した第三者機関である青山トラストより、それぞれ説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。

そのうえで、山崎義孝氏及び高木基成氏は、対象者からの諮問事項につき、慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、調剤薬局事業において両社が保有する経営資源やノウハウを有効に活用し、シナジー効果を発揮することで双方の企業価値を向上させようとするものであり、上記「1. 買付け等の目的等」「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の措置等により、株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、公開買付けの適正性を担保する客観的状況の確保がなされており、本公開買付け及び本公開買付け後の少数株式取得時の価格も相当であることから、(a)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであって、その目的は正当であり、(b)本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、(c)本公開買付け価格を含む、本取引により対象者の少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)を前提にすると、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないとの判断に至ったとのことです。

(v) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、青山トラストより取得した株式価値算定書、隼あすか法律事務所から得た法的助言、当社及び大野繁樹氏と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所及び福岡証券取引所に独立役員として届出している）山崎義孝氏及び高木基成氏による意見その他の関連資料を踏まえ、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成25年9月27日開催の取締役会において、大野繁樹氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役である大野繁樹氏は当社と本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて対象者と利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

(vi) 本公開買付けの適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付け期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日としております。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも対象者株式に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるフロンティア・マネジメントは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,485,606株	990,404株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（990,404株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（990,404株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限（990,404株）は、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済普通株

式総数1,485,900株から、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在対象者が所有する自己株式数294株を控除した株式数である1,485,606株の3分の2に相当する株式数となるよう設定したものであります。

- (注2) 本公開買付けは、当社が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限（990,404株）以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付けを行います。買付予定数は、公開買付けが本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である1,485,606株を記載しております。当該最大数は、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数1,485,900株から、本四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在対象者が所有する自己株式数294株を控除した株式数1,485,606株になります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	14,856個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	14,854個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（1,485,606株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、本四半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の総株主の議決権の数（14,854個）に、本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の対象者の単元未満株式300株から本四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在対象者が所有する単元未満自己株式94株を控除した206株に係る議決権の数（2個）を加えた議決権の数（14,856個）として計算しております。
- (注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 4,754百万円

- (注) 「買付代金」は、本公開買付けの買付予定数（1,485,606株）に1株当たりの買付価格（3,200円）を乗じた金額です。

#### (8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- ② 決済の開始日  
平成25年11月26日（火曜日）
- ③ 決済の方法  
公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。  
買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

#### ④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付け期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

### (9) その他買付け等の条件及び方法

#### ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（990,404株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（990,404株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

#### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合はをいいます。また、公開買付け期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、事前届出に関し、(i) 公開買付者が、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡を命じる排除措置命令を受けた場合、(ii) 措置期間が満了しない場合、若しくは、(iii) 公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがありえます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

当社が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 9 月 30 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②本公開買付け実施後の経営方針」及び「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

###### ① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年9月27日開催の対象者の取締役会において、当社の意向、対象者の企業価値の向上に関する検討、上記「1. 買付け等の目的等」「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の株式価値算定書、同「③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言及び同「④対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載の意見書その他の関連資料を踏まえ、また、上記「1. 買付け等の目的等」「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」「①本公開買付けの背景等」及び「②本公開買付け実施後の経営方針」記載の内容を勘案し、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議、検討した結果、本取引が対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格及び諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、取締役大野繁樹氏を除く取締役の全員で審議を行い、その全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、代表取締役である大野繁樹氏は当社と本応募契約を締結していることから、本公開買付けについて対象者と利益が相反するおそれがあるとして、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社との間で対象者取締役の立場として協議及び交渉をしておらず、また、上記取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には、一切参加していないとのことです。

上記の取締役会には、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）の全員が出席し、当該決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

なお、当社の親会社であるメディシスは、対象者との間で本公開買付契約を平成25年9月27日付で締結しております。

本公開買付契約の概要は以下のとおりです。

- (a) 対象者は、本公開買付契約の締結後速やかに賛同決議を公表し、意見表明報告書を提出する。対象者は、本公開買付けの買付期間が満了するまでの間賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとする。
- (b) 対象者は、対象者の業務等について、インサイダー取引規制の対象となる未公表の重要事実が存在しないことを確認し、本公開買付契約締結日以降に未公表の重要事実が生じた場合は、メディシスと協議の上、法令に定める方法により公表するものとする。
- (c) 本公開買付けが成立し、かつ、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合、対象者は全部取得条項付種類株式によるスクイーズアウト手続きを実施する。
- (d) 本公開買付け成立後の公開買付者及び対象者の経営体制に関し、(i)大野繁樹氏が、特段の事情がない限り、本公開買付けの成立後も対象者の代表取締役として対象者の経営を行うものとし、その他の対象者の役員構成の詳細については、本公開買付けの成立後、メディシスと対象者が協議の上決定する、(ii)メディシスは、対象者の役員として、当社グループより複数名の取締役及び監査役を指名する、(iii)メディシスは、本公開買付けが成立した場合、大野繁樹氏を公開買付者の役員に指名する、(iv)対象者は、本公開買付けが成立した場合、対象者の取締役会及び経営会議に、メディシスが指定する者若干名をオブザーバーとして参加させる。
- (e) 対象者は、善良なる管理者の注意をもって、かつ、本公開買付契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務遂行の方法により、対象者の業務の執行及び財産の管理・運営を行う。

###### ② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の代表取締役社長かつ筆頭株主である大野繁樹氏との間で、大野繁樹氏が本日現在所有する対象者の普通株式の全て（816,000株、所有割合：54.92%）について

本公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成25年9月27日付で締結しております。なお、大野繁樹氏は、(a)当社の本応募契約上の表明保証(注1)が真実かつ正確ではない場合、(b)当社に本応募契約上の義務(注2)の違反がある場合、(c)適用ある法令等に従い本公開買付けの開始に必要な手続の全てが採られていない場合、本公開買付けに応募せず、又は本応募契約を解除することができますが、かかる場合であっても、大野繁樹氏はその任意の裁量により本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。なお、大野繁樹氏が本応募契約において応募することが予定されている対象者普通株式の全部又は一部を本公開買付けに応募しなかった場合には、買付予定数の下限に達せず、本公開買付けは買付け等の条件を満たさない可能性があります。

また、本応募契約上、平成27年3月期又は平成28年3月期におけるケイエムの営業利益が一定の水準を下回った場合において当社が要請したときは、大野繁樹氏は、ケイエムの株式又は事業を4億円にケイエムの現預金の金額(但し、有利子負債の金額を控除する。)を加算した金額で承継することとしております。

(注1) 本応募契約においては、(i)当社の適法な設立及び有効な存続、権利能力・行為能力、(ii)法令等・社内規則に従った手続の履践、(iii)本応募契約の執行可能性、(iv)当社が反社会的勢力との関与がなく、反社会的行為を行っていないこと、(v)法令等・社内規則・契約・政府機関の処分への違反の不存在、(vi)当社の資力が当社の表明保証事項とされております。

(注2) 本応募契約において、当社は、(i)法令等に従って本公開買付けを開始するために必要な準備を行う義務、(ii)当社の表明保証違反となる行為を行わず、表明保証違反若しくはそのおそれ又は本応募契約上の義務の違反が生じた場合には、その内容を直ちに大野繁樹氏に通知する義務、(iii)秘密保持の義務、(iv)契約上の地位及び権利義務の譲渡禁止の義務を負っています。

以 上